

議案第7号

大網白里市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について
大網白里市ガス供給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年9月1日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市ガス供給条例の一部を改正する条例

大網白里市ガス供給条例（平成8年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「第21条・第22条第1項」を「第21条、第22条第1項第1号、第27条第2項及び第29条第1項」に、「550.00円」を「660.00円」に、「71.47円」を「90.00円」に、「575.00円」を「690.00円」に、「70.47円」を「88.80円」に、「830.00円」を「990.00円」に、「69.45円」を「87.60円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大網白里市ガス供給条例別表第2の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給しているガスの使用で、施行日から令和8年1月31日までの間に行われる最初の検針により料金の支払が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。